

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和8年6月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 自動車登録番号標及び車両番号標の地域振興等への活用に向けた業務委託
- (2) 委託業務の内容 別添「自動車登録番号標及び車両番号標の地域振興等への活用に向けた業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 見積限度額 3,245,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※なお、この額は事業内容の規模を表すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 資格要件

提案者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、物品調達等競争入札参加者資格に登録されている者（申請中を含む）であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (7) 過去に同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

3 評価項目及び審査方法

- (1) 評価項目
評価項目は、別紙「自動車登録番号標及び車両番号標の地域振興等への活用に向けた業務委託の公募に関する説明書（以下、説明書）」を参照すること。
- (2) 審査方法
提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、上記（1）の評価基準により審査を行う。採否は、決定後速やかに通知する。
なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (3) 選定結果の通知
審査の選定結果については、決定後速やかに通知する。

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局

茨城県政策企画部地域振興課企画調整グループ（担当：比嘉）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 県庁 10 階北側

TEL：029-301-2720

E-mail：chikeil@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

①交付期間

公告の日から令和8年7月9日(木)までの9時から17時(12時から13時までを除く)まで。
ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

②交付場所

説明書は、上記(1)の担当部局で直接交付するほか、茨城県入札情報サービスシステム及び県ホームページからダウンロードすることができる。

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局あてに事前に連絡を行うこと。

(3) 質問の受付

別紙「説明書」を参照すること。

(4) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和8年7月9日(木)17時必着

② 提出場所

上記(1)の担当部局に同じ

③ 提出方法

電子メールまたは送付(送付記録が残るもの)に限る。

なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(5) 提出書類及び部数

別紙「説明書」を参照すること。

5 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

(6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(9) 契約の相手方は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。